

地域主権一括法に関する東京都基準条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による「老人福祉法」、「介護保険法」及び「社会福祉法」の改正に伴い、以下のとおり条例及び規則を制定しましたのでお知らせします。

1 指定居宅サービス関係

【条例】

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【規則】

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

（本文は下記ホームページで検索できます）

東京都例規集データベース

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_menu.html

「グイン」⇒「東京都例規集 第4編 福祉」／「第3章 老人福祉」
／『東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例』
（◆平成24年10月11日条例第111号）
／『東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
施行規則』 （◆平成24年10月11日規則第141号）

【概要】

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

条例では、まず総則を規定し、その他人員・設備・運営に関する基準について、基本的な考え方を示しています。

規則では、人員・設備・運営に関する基準の具体的な考え方（細目的事項）を示しています。

以下の都独自基準（*）以外は、これまでの厚生労働省令（国基準）とおおむね同様の内容です。

【施行日】

平成25年4月1日

2 介護予防サービス関係

【条例】

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

【規則】

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則

（本文は下記ホームページで検索できます）

東京都例規集データベース

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_menu.html

- 「グイン」⇒「東京都例規集 第4編 福祉」／「第3章 老人福祉」
- ／『東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例』（◆平成24年10月11日条例第112号）
 - ／『東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則』（◆平成24年10月11日規則第142号）

【概要】

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める。

条例では、まず総則を規定し、その他人員・設備・運営に関する基準について、基本的な考え方を示しています。

規則では、人員・設備・運営に関する基準の具体的な考え方（細目的事項）を示しています。

以下の都独自基準（*）以外は、これまでの厚生労働省令（国基準）とおおむね同様の内容です。

【施行日】

平成25年4月1日

* 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の都独自基準

	国基準	都独自基準
共通（従来型・ユニット型）		
①廊下幅	片廊下は1.8メートル 中廊下は2.7メートル	片廊下は1.5メートル 中廊下は1.8メートル
ユニット型		
②ユニット定員	おおむね10人以下	12人以下

3 介護療養型医療施設関係

【条例】

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【規則】

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
（本文は下記ホームページで検索できます）

東京都例規集データベース

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_menu.html

- 「グイン」⇒「東京都例規集 第4編 福祉」／「第3章 老人福祉」
- ／『東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例』（◆平成24年6月27日条例第98号）
 - ／『東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則』（◆平成24年6月27日規則第112号）

【概要】

厚生労働省令が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づき、介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

これまでの厚生労働省令（国基準）とおおむね同様の内容です。

【施行日】

平成24年8月1日

4 介護保険法施行条例

（本文は下記ホームページで検索できます）

東京都例規集データベース

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_menu.html

「」⇒「東京都例規集 第4編 福祉」／「第3章 老人福祉」
／『介護保険法施行条例』（◆平成24年10月11日条例第116号）

【概要】

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行による介護保険法等の改正に伴い、指定介護老人福祉施設の入所定員に係る基準及び指定居宅サービス事業等の申請者の法人格の有無に係る基準を条例で定めています。

【施行日】

平成24年11月1日

5 その他関係規定

（1）老人福祉法関係

ア 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

都独自基準については、別表のとおり。

イ 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

厚生労働省令が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

都独自基準については、別表のとおり。

【施行日】

平成24年8月1日

（2）介護保険法関係

ア 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

厚生労働省令が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

※ 特別養護老人ホームと同様の都独自基準を定める。

イ 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
厚生労働省令が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づき、介護
老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める。

※ 廊下幅については、特別養護老人ホームと同様の都独自基準を定める。

【施行日】

平成24年8月1日

(3) 社会福祉法関係

○ 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づ
き、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

【施行日】

平成24年11月1日

別表

		国基準	都独自基準
共通			
①廊下幅	片廊下は1.8メートル 中廊下は2.7メートル	片廊下は1.5メートル 中廊下は1.8メートル	
	居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上	国基準若しくは屋内の避難階段、屋外の避難階段及びエレベーターを設けるなど	
ユニット型			
③ユニット定員	10人程度	12人以下	
従来型			
④居室定員	1人。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とできる。	1人。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は2人と、プライバシーに配慮するとともに容易に個室転換ができるよう設計上の工夫を行う場合は、2人以上4人以下とできる。	